

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB組合（一人親方団体）に労働保険事務の処理を委託し、労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として、労働局長から承認を受けていた者である。
- 2 請求人は、会社C（以下「取引企業」という。）の下請として屋内プール新築工事に従事していたが、平成〇年〇月〇日、工事現場で作業中に倒れている（以下「本件災害」という。）ところを発見され、D病院に救急搬送され、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及び発症日については、その症状経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

なお、請求人は、本件災害時の請求人の作業は暑熱な場所における業務に当たり、熱中症の可能性は否定できない旨主張している。

この点、E医師は、「熱中症から凝固能異常を呈することも考えられるが、請求人は血液検査上、凝固能異常を呈してはいない。」と述べ、F医師は、要旨、「請求人の治療に当たった医療機関の記録に熱中症の症状や所見を呈していたことを示唆する記載は認められない。また、本件災害発生時の職場環境は熱中症のリスクが明らかに高いものではなく、作業内容や暑熱順化期間は確保されており、熱中症を発症し易かったものとは言えない。したがって、請求人が熱中症を発症していたとは判断できない。」と述べており、当審査会としても、E及びF両医師の医学的見解は妥当であるものと判断することから、請求人の主張を採用することはできない。

(2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人が、本件疾病の発症直前から前日までの間において、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 請求人の就労時間（以下「労働時間」という。）についてみると、請求人は建設業における下請事業者であり、労働時間の定めはなく、労働時間を正確に記録した書面等が無いことから、監督署長は、決定書理由に認定するとおり、請求人の妻の申立て内容等を主体として、これに取引企業が作成した資料、手帳、見積書（控）・請求書（控）及び領収書（控）等の各関係資料並びに各関係者の申述等を基に各日の勤務状況を精査の上、請求人の始業・終業時間、休憩時間等を推計し、労働時間を算定している。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、監督署長の労働時間の認定は妥当であると判断する。

(5) そこで、請求人の本件疾病発症前おおむね1週間の就労状況をみると、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、発症に近接した時期において、請求人が日常業務に比して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

なお、請求人は、本件災害発生時の請求人の作業は、屋内プール新築工事におけるサウナ室内での内装工事であり、本件災害発生までの間、屋外は猛暑日が続き、屋内とはいえ、通気の乏しい現場は著しく暑熱な作業環境にあった旨主張している。

この点、本件災害現場であるサウナ室の状況をみると、その形状は4.655m×2.43mの長方形で短辺側に各々扉が設けられ、本件災害発生までの間、窓ガラスは未設置で、出入口は開いており、密閉の状態ではなかった。

本件災害発生当日午前〇時頃の現場付近の気象は、気温30.1℃、風速3.2m/s、WBGT値28.6であり、本件疾病発症前1週間においても、最高気温が30℃を下回る日が散見されるなど、おおむね同様の状態であった。また、本件災害現場は、屋内で日射はなく、発熱体も認められなかった。

また、F医師は、請求人の作業負荷について、要旨、「請求人の作業は全身作業だが、重作業が主体ではなく、通気性や透湿性の悪い服装を着用する必然性もなく、請求人は事業主の立場であるから自らのペース配分で作業が可能であり、また、発症当日まで6日間にわたり同じ現場で一連の作業に従事していたこと等から、現場の温熱環境に身体が順化する期間は確保できていた。」と述べている。

認定基準上、作業環境は、短期間及び長期間の過重業務の過重性の評価に当たって付加的に考慮することとされているところ、温度環境のうち高温環境については、脳・心臓疾患の発症との関連性が明らかではなく、一般的に発症への影響は考え難いが、その程度が著しい場合には、当該評価に当たって配慮することとされている。

請求人の作業環境について、本件災害現場付近で作業していたGは、「私の感覚では、屋外の日陰より暑いというぐらいの室温だった。」と述べている。当審査会としても、扇風機等の換気設備が用意されていなかったことから、一定程度、高温環境にあったものと推認するが、上記のとおり、作業現場の状況等に鑑みると、請求人の主張を採用することはできず、著しく暑熱な作業環境にあったものとはいえないと判断する。

- (6) 次に、請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間の時間外労働時間をみると、発症前1か月の時間外労働時間数は46時間00分であり、100時間に達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間数は、19時間25分から52時間15分の範囲であり、いずれの期間も80時間には達しておらず、また、休日は1か月に3日ないし28日間、6か月間合計で87日間確保されている。

さらに、請求人の業務内容は、長年にわたり建築工事業者として従事してきたものであることを併せ鑑みても、精神的緊張を伴う業務とも認められず、そのほか業務の過重性を評価すべき特段の事情も認められない。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人は、発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたとは認められないものと判断する。

- (7) 業務以外の要因についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日にH病院に「急性心筋梗塞」で受診し、冠動脈ステント術等の所要の治療を受けた後、平成〇年〇月〇日からはI内科に転院し、引き続き、「狭心症」、「高コレステロール血症」及び「高血圧症」等について、コレステロール薬、抗血小板薬及び血圧降下剤の服薬治療を、本件疾病発症前まで受けていたことが認められる。

この点、J医師は、本件疾病と既に治療を受けていた上記の疾病とは関連がある旨述べている。

- (8) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当する

ものの、被災者には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(9) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。